

## 知的財産推進計画 2017 の策定に向けた意見

意見（要旨）：

### 1 クリエーターへの適切な対価還元

この問題は、毎年の知的財産推進計画に掲げられているが、現在に至るまで結論は得られていない。経済的合理性を備えた新たな制度を速やかに構築すべく、「知的財産推進計画 2017」には、政府がこの問題の解決について主導的な役割を果たし、積極的かつ具体的にスピード感を以て取り組む旨を明記すべきである。

### 2 円滑なライセンス体制の構築

インターネット時代の新しいコンテンツの利用形態に柔軟に対応できる円滑なライセンス体制構築に向けたさらなる検討を、官民が十分に連携して進めるべきである。

### 3 レコード演奏・伝達権（仮称）の創設

クラブ、レストラン等における CD 等の再生、ラジオ放送やウェブキャストを受信して伝達する等の方法により来店者等に音楽を聞かせる行為について、実演家及びレコード製作者の権利として「レコード演奏・伝達権」（仮称）の創設を検討すべきである。

### 4 著作物等の保護期間延長等の早期実現

2016 年 12 月 9 日に国会で可決された「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案」に定める、著作物等の保護期間の延長などの改正著作権法を、TPP の国内での発効要件に捉われることなく、速やかに施行すべきである。

意見（全文）：

### 1 クリエーターへの適切な対価還元

この問題は、私的録音録画補償金制度の見直しとして 2003 年 7 月の「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」において取り上げられて以降、毎年、知的財産推進計画に掲げられているが、現在に至るまで結論は得られていない。

「私的録音録画に関する実態調査報告書」（2014 年 3 月、公益社団法人著作権情報センター附属著作権研究所）では、補償金の課されていない機器等による私的録音録画が、依然として大量に行われていることが確認された。これは、大量の私的複製から適切な対価が還元されていない「クリエイター」が存する一方、「ユーザー」は自由な私的複製環境を享受し、「複製手段を提供する者」が複製機能を有する機器やサービスの販売等により大きな利益を得ていることを示している。

このような不均衡を是正し、経済的合理性を備えた新たな制度を構築することが急務

である。この問題について検討を行っている「文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」における議論が熟しつつあることを踏まえ、「知的財産推進計画 2017」には、政府がこの問題の解決について主導的な役割を果たし、積極的かつ具体的にスピード感を以て取り組む旨を明記するべきである。

## 2 円滑なライセンス体制の構築

インターネット時代の新規ビジネスの創出、AI の進歩などの技術的・社会的変化に対応するためには、これらの新しいコンテンツの利用形態に柔軟に対応できる円滑なライセンス体制構築に向けたさらなる検討を、官民が十分に連携して意欲的に進めるべきである。円滑なライセンス体制の構築による対応は、権利者に一方的な負担を強いる権利制限等に比べて、著作権法の目的である権利保護と公正な利用を両立できる点で優れたものである。

## 3 レコード演奏・伝達権（仮称）の創設

クラブ、レストラン、店舗等における CD 等の再生、音楽ラジオ放送やウェブキャストを受信して伝達する等の方法により来店者等に音楽を聞かせる行為について、実演家及びレコード製作者の権利として「レコード演奏・伝達権」（仮称）を創設し、レコードの演奏・伝達により得られる経済的利益の一部が実演家とレコード製作者に還元される法制度の創設を検討すべきである。これに相当する権利は、日本も加盟する著作権隣接権関連条約で認められた権利として多くの国で導入されている。

## 4 著作物等の保護期間延長の早期実現

2016 年 12 月 9 日に国会で可決された「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案（第 190 回国会閣法第 47 号）」は、著作物等の保護期間の延長（著作権法第 51 条 2 項、第 101 条第 2 項等）および配信音源を商業用レコード二次使用に係る報酬請求権の対象とすること（同法第 95 条第 1 項）を認めている。但し、同法律の施行は、TPP の国内での発効を要件としているため、未だに施行の見通しは立たない。著作物等の保護期間を 70 年以上とすることは、既に国際的な潮流となっており、我が国の保護レベルを国際水準にまで高めることは極めて重要である。従って、TPP の発効要件に捉われないことなく、同改正法の速やかな施行を求めたい。

以 上